

**四日市市児童発達支援センター
あけぼの学園の移転整備事業**

～福祉・医療エリア計画～

四日市市

【 目 次 】

1.	移転の背景	1
2.	児童発達支援に係る市の方針	2
	（1） 関連法令及び市の計画	
	（2） 四日市市総合計画及び関係計画との位置づけ	
3-1.	あけぼの学園の現状	3
	（1） 施設の状況	
	（2） 利用状況	
	（3） 訓練援助・相談の状況	
	（4） 園児を取り巻く医療の状況	
3-2.	あけぼの学園における課題	5
	（1） 不足する保育室や駐車場の確保	
	（2） 児童発達支援センター機能の充実	
	（3） ニーズに応じた訓練援助・相談支援の充実	
	（4） 保護者の自主事業や支援事業の充実	
	（5） 医療との連携強化	
4.	今後の方向性	6
	（1） あけぼの学園の移転整備の方向性	
	（2） 支援の強化に向けた一体的な環境整備	

5.	県地区社会福祉事業用地の有効活用	9
	(1) 移転整備に必要な用地確保	
	(2) 医療機関の誘致	
	(3) 移転先用地の選定	
6.	医療機関の選定	12
	(1) 医療機関誘致にあたっての要件	
	(2) 候補者の選定	
	(3) 選定の手順	
7.	今後のスケジュール (案)	13

1. 移転の背景

- (1) あけぼの学園は、前身である知的障害児通園施設「みほと学園」と心身障害児通園施設「あけぼの療育センター」を昭和54年4月に「あけぼの学園」として統合し、県下初の「就学前の障害児通園施設」として創設され、「発達の遅れが心配な子どもの相談、早期療育・保育を行い、子どもの心身の発達支援や保護者への育児や養育面における支援の場」として、取り組みを進めてきました。
- (2) 平成24年度の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、これまでの障害者自立支援法による児童デイサービス及び児童福祉法による知的障害児通園施設は、障害のある子どもが、障害種別にかかわらず、身近な地域で支援を受けられるよう児童福祉法上の事業として、新たに法定化されました。
- (3) この法改正により、障害児相談支援、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業など新たな事業が創設され、あけぼの学園は、地域の中核的な療育支援施設として機能強化を図っています。

平成24年度障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正

<障害者自立支援法>【市町村】

児童デイサービス

<児童福祉法>【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

通所サービス

<児童福祉法>【市町村】

障害児通所支援

児童発達支援センター

- ・児童発達支援
(日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練など)
- ・保育所等訪問支援
- ・放課後等デイサービス

2. 児童発達支援に係る市の方針

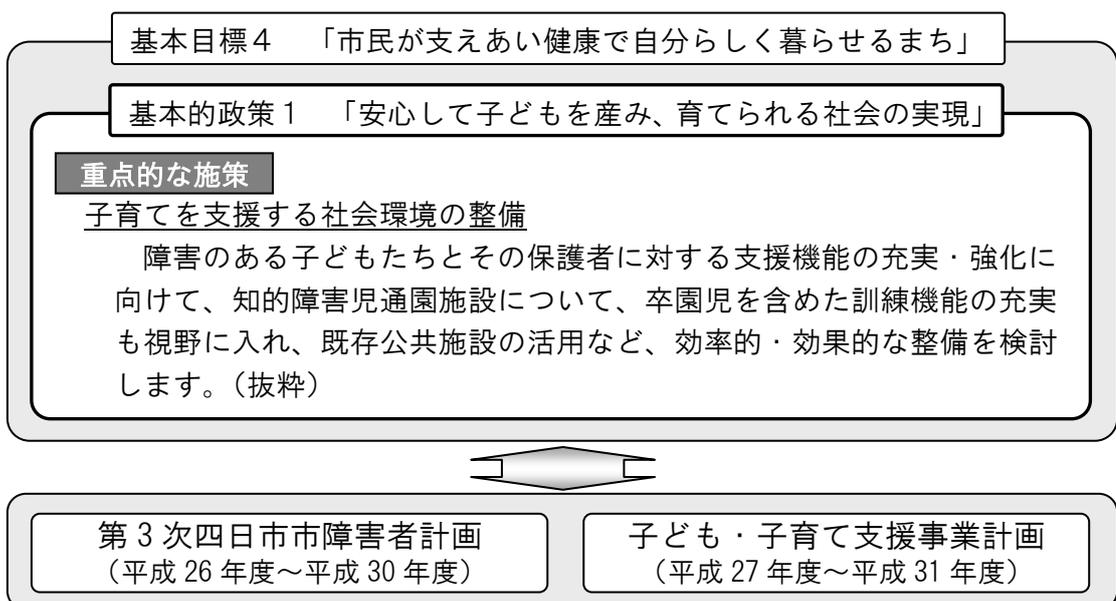
本市においては、障害者(児)施策の基本的方向を示した第2次障害者計画(平成16年度策定・平成22年度見直し)へ、発達に課題のある子どもの支援を位置づけ、早期発見・早期支援に向け、療育・保育・訓練支援体制を整え、自立支援に向けた取組を進めてきました。

また、平成23年に策定された市の総合計画に、発達に課題のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実強化に向け、より効果的、効率的な施設整備の検討を位置づけております。さらに、第3次障害者計画及び次世代育成支援後期行動計画を引き継ぐ子ども・子育て支援事業計画には、引き続き保育・療育の充実に向けた取組を位置づけます。

(1) 関連法令及び市の計画

	(年度)									
	~H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害者自立支援法		一部改正	障害者総合支援法							
児童福祉法		H24. 一部改正								
総合計画 (H23~H32)										
第2次障害者計画				第3次障害者計画						
次世代育成支援後期行動計画					子ども・子育て支援事業計画					

(2) 四日市市総合計画及び関係計画との位置づけ



3-1. あけぼの学園の現状

(1) 施設の状況

あけぼの学園は、児童発達支援センターとして、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施しており、現在の施設は、昭和54年4月の竣工から35年が経過しています。

- ① 施設の老朽化。
- ② 現施設における療育活動スペースの不足。
- ③ 利用者の増加への対応や保護者の交流・活動スペースの不足。
- ④ 児童福祉法の改正による新規事業の対応などに要するスペースが不足。



昭和54年4月 建設
 所 在 西日野町 4070-1
 敷地面積 5,425.00 m²
 (法面含む)
 建築面積 1,616.09 m²
 構 造 鉄骨造平屋

(2) 利用状況

区分	通園グループ (週5日)	療育グループ (週1日)
対象	ことば、身体運動面、生活面など発達の遅れが心配な子ども	
クラス編成 (利用定員)	8クラス (1クラス 6~7名) (50名)	3クラス (1クラス 6~8名) (1日20名)
対象年齢	1~3(4・5)歳児	0~5歳児
療育内容	小集団療育・個別訓練援助を実施し、基本的な生活習慣の獲得、身体・感覚機能の向上、社会性の育成及び認知・言語能力の基礎を育成。親子通園を基本に、保護者に対する支援を実施。	
通園手段	通園バス (2系統)・自家用車	自家用車

① 通園グループ [定員 50人]

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総数
H22	0	1	12	36	3	1	53
H23	0	4	13	24	6	1	48
H24	0	1	22	27	0	3	53
H25	0	3	17	30	1	0	51

② 療育グループ[定員 20 人／1 日]

療育利用者が年々増加しています。

年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	総数
H22	8	24	37	27	3	0	99
併行通園	(1)	(3)	(10)	(17)	(1)	(0)	(32)
H23	3	28	45	32	7	3	118
併行通園	(1)	(6)	(6)	(19)	(7)	(1)	(40)
H24	7	24	42	45	7	5	130
併行通園	(0)	(3)	(9)	(32)	(6)	(3)	(53)
H25	8	18	63	42	4	1	136
併行通園	(0)	(6)	(24)	(29)	(4)	(1)	(64)

※併行通園とは、保育園・幼稚園との併行通園

(3) 訓練援助・相談の状況

日常生活を営むために必要な訓練援助・相談事業として、あけぼの学園の心理判定員、作業療法士、言語聴覚士など専門職による個別訓練援助、相談支援を実施しており、訓練希望者は、年々増加しています。

(対 象) 市内在住児 18 歳まで
市外在住児で学園の卒園生 就学前まで

【個別訓練援助登録数及び延べ利用者数】

区分	H22 年度		H23 年度		H24 年度	
	登録者数	延べ利用者数	登録者数	延べ利用者数	登録者数	延べ利用者数
言語療法	730	1,693	818	1,756	844	1,716
理学療法	172	738	185	822	192	868
作業療法	529	1,309	557	1,408	601	1,294
心理相談	667	520	730	891	791	669

(実施施設) あけぼの学園・三重北勢健康増進センター

(4) 園児を取り巻く医療の状況

県内には、あすなろ学園、草の実リハビリテーションセンターなど、発達に課題のある子どもの医療施設や鈴鹿病院、三重病院等の医療機関が設置されていますが、受診に至るまでに数ヶ月要するなど、利用希望に十分応えられない状況にあります。また遠方のため、保護者の負担は非常に大きいものとなっています。

3-2. あけぼの学園における課題

(1) 不足する保育室や駐車場の確保

療育希望者の増加に伴い、保育室や生活訓練に必要な機器の設置スペース、駐車場などが不足しています。

(2) 児童発達支援センター機能の充実

児童福祉法の一部改正に伴い、新たに福祉型の児童発達支援センターとなったあけぼの学園においては、保育所等訪問支援や障害児相談支援、及び放課後等デイサービスなどの新規事業対応に必要な相談室や指導室の確保と当該支援の充実が必要です。

(3) ニーズに応じた訓練援助・相談支援の充実

訓練希望児の増加とともに、保育園、幼稚園など関係機関からの専門職への相談も増加しており、個別訓練だけでなく、地域支援も含めた訓練援助が必要です。

(4) 保護者の自主事業や支援事業の充実

① 夏休みや冬休みなどの長期休暇中の兄弟保育など保護者間の共助事業スペースの確保が必要です。

② NPO法人との連携によるペアレントメンター[※]による相談支援を行う相談室の確保が必要です。

※通園児の保護者の不安悩み等に答え、円滑な育児ができるよう相談支援。

(5) 医療との連携強化

子どもの発達の促進とともに、通院による保護者の負担軽減のため、適切な時期に、受診や訓練が可能な医療環境の整備が必要です。

4. 今後の方向性

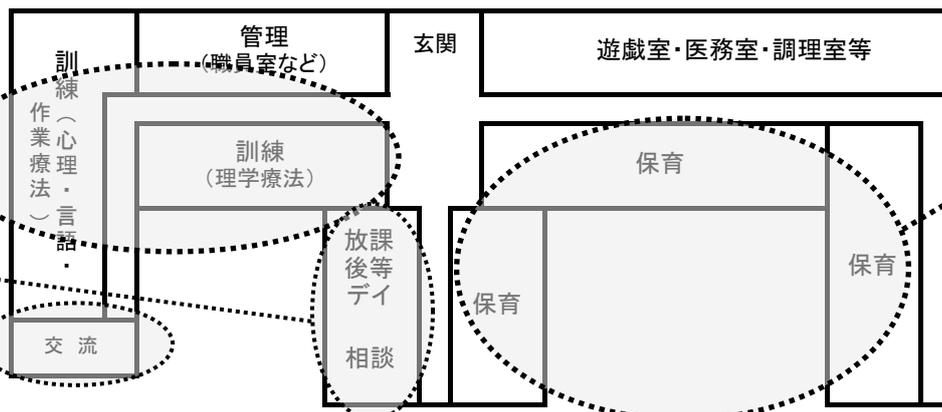
あけぼの学園では、児童発達支援センターとして、子どもの生活面を重視した療育に努めていますが、障害の重複化など、個々の障害に応じた適切かつ専門性の高い療育ニーズが増加しており、今後は、的確に、かつ総合的に対応できる体制づくりが必要です。

また移転にあたっては、医療や専門的支援が受けられ、卒園後の学校教育、保育、家庭療育につながる支援を強化し、発達に課題のある子どもの総合的な支援を目指します。

(1) あけぼの学園の移転整備の方向性

課 題	今後の機能と方向性	
	機能	方向性
① 療育グループの園児数の増加 ② 保育室や相談室、駐車場などの不足 ③ 低年齢化や障害の種別など多様なニーズのある子への対応	発達支援	① 療育グループの定員増 現在1日あたり20人定員、週6日、合計120人の定員を、1日あたり30名とし、週6日合計180人へ増 ② ・保育室、相談室、遊戯室等の面積増 ・特別保育室の新設、トイレ、駐車場の確保 ③ ・障害種別に応じた部屋の確保 ・効率的な施設配置
訓練希望児の増加		訓練援助
児童福祉法改正に伴った新規事業実施スペースの確保	地域支援	・相談員の養成と相談室の確保 ・保育所等訪問支援事業の充実 ・放課後等デイサービスの充実（指導室等の施設の充実）
保護者間の交流や自主事業スペースの不足	交流機能	・保護者の相談、交流スペースの確保 ・保護者による自主事業スペースの確保

移転後のあけぼの学園の機能



① 発達支援の強化

支援の中心は、6から7人程度の小集団療育とし、年齢・障害等を配慮したクラス編成を行い、より細やかな支援を実施し、対象児の持てる力を引き出すよう療育を進めます

また、親子通園を基本に、親子関係づくりや日常生活での養育知識や技術習得にむけ、保護者に対する支援にも十分な配慮を行います。

療育グループについても同様の対応とし、より利用しやすい施設作りに努め、より良い支援を提供していきます。

② 訓練援助の充実

年齢に応じた効果的な支援を実施するため、年少期においては、発達を促すため、訓練援助をより多く受けられるよう配慮し、成長に応じて、日常生活を営むために必要となる小集団訓練や訓練に関わる相談の充実を図り、訓練援助から相談支援までの継続した体制の充実を図ります。

③ 地域支援の強化

児童福祉法の一部改正に基づく創設3事業「保育所等訪問支援、障害児相談支援、放課後等デイサービス」において、特に相談事業（障害児相談支援）については、支援の入口と捉え、利用しやすく、気軽に相談できる体制を目指します。また施設配置、職員配置に配慮し、学園の技能等を保育園等で役立てるため、保育所等訪問支援や、学童の放課後対策（放課後等デイサービス）にも積極的に対応し、児童期における一貫した支援体制の構築に努めます。

④ 交流機能の充実

同じ悩みをもった保護者の交流は、子育てをする上で、大きな力となるため、在園児などの保護者同士の交流の場の確保に努めます。

⑤ 機能に応じた施設整備

保育室、相談室、駐車場など、現状の課題解決に必要な機能・スペースを考慮した敷地面積を確保するとともに、「発達支援」、「地域支援」、「訓練援助」、「交流機能」の各機能が有機的に連携し、より質の高い、効果的な支援が実施できるよう施設を整備します。

(2) 支援の強化に向けた一体的な環境整備

発達に課題のある子どもを取り巻く医療の課題に对应していく必要があるものの、福祉型児童発達支援センターであるあけぼの学園が医療面を含めた対応を行うことは困難となっています。

子どもを取り巻く医療の課題

1. 児童精神や肢体不自由児を専門とする医療機関の不足により、受診に至るまで数か月を要し、また遠方まで通院する保護者の負担は増
2. 保険診療における個別機能訓練のニーズが高まる中、訓練機関の不足により、適切な時期に十分に受けられない
3. 医療ケアの必要な子どもの短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の医療施設等の不足により、利用が困難
4. 家族の心身の負担や病気など、緊急時対応等の受け入れ施設の不足により、家族の負担が増

そのため、移転先を「福祉・医療エリア」として位置づけ、子どもの発達支援に有効な診療科目を有し、またあけぼの学園の園児や北勢きらら学園など、発達に課題のある子どもや家族の支援に有効な医療機関の誘致を進め、医療機能の充実を図ります。

《あけぼの学園整備方針》

児童発達支援センター機能や支援充実に必要な施設整備

新たな施設整備に必要な用地

福祉・教育・医療の連携支援の強化

保護者支援の視点から必要な支援強化

一体的な環境整備

《途切れない支援の充実》

北勢きらら学園などの特別支援学校や特別支援学級など教育機関と連携し、就学後の課題や配慮事項など、教育的支援に必要な情報交換や連絡調整を行う。

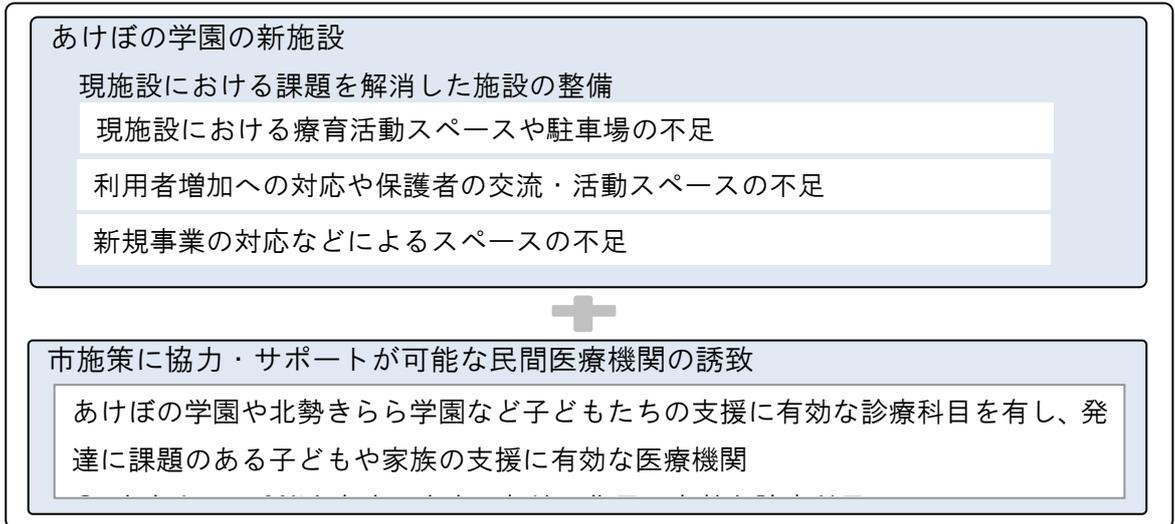
《医療機能の充実》

あけぼの学園や北勢きらら学園など、発達に課題のある子どもたちの支援を充実するための付加機能の期待できる医療機関の誘致を進める

5. 県地区社会福祉事業用地の有効活用

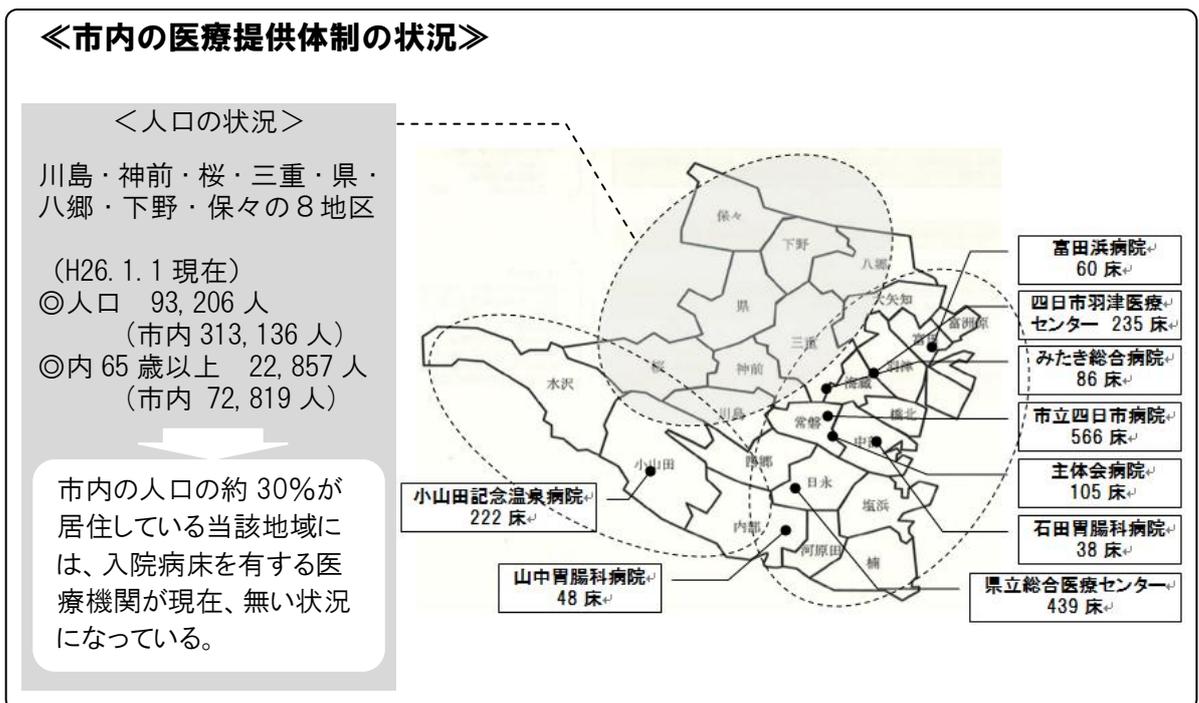
(1) 移転整備に必要な用地確保

発達に課題を有する子どもや家族の生活支援の充実・強化を図るため、あけぼの学園と民間医療機関の一体的な配置が可能な用地の確保が必要です。



(2) 医療機関の誘致

医療機関の誘致にあたっては、あけぼの学園や北勢きらら学園など子どもたちの支援に有効な診療科目を有するとともに、家族の支援に有効な有床の医療機関の誘致を進めます。



(3) 移転先用地の選定

発達に課題のある子どもや保護者の支援、医療機能の充実など、市施策に協力・サポートできる民間医療機関を誘致し、あけぼの学園とともに「福祉・医療エリア」としての敷地面積を確保できる用地が必要となります。

福祉・教育・医療の一体的な環境整備と、四日市市総合計画に位置づけられた公共施設有効活用の観点から、北勢きらら学園に隣接する市有地の「県地区社会福祉事業用地」をあけぼの学園移転先用地として活用します。

県地区社会福祉事業用地は、北勢きらら学園が隣接していることから卒園後の円滑な学校教育へ移行とその後の連携を期待することができます。

また、周りは農地や緑に囲まれた景観を有していることや、幹線道路である国道365号線にも面していることから、あけぼの学園で通園療育する園児や医療機関にとっても、良好な立地環境となっています。

《四日市市総合計画（H23～H32）の位置づけ》（抜粋）

○基本目標3

誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち

○基本的政策4

市民と行政とで築く安全なまちづくり

○重点的な施策

公共施設の有効活用

遊休化する学校施設や社会情勢の変化に伴い用途を見直すべき公共施設については、市民や事業者のニーズに即応した用途に改変するなど弾力的な対応を図る（抜粋）

○基本目標4

市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち

○基本的政策1

安心して子どもを産み、育てられる社会の実現

○重点施策

子育てを支援する社会環境の整備

障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設について、卒園児を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。（抜粋）

《第3次障害者計画（H26～H30）-抜粋-》

基本的施策

2. 保健・医療の充実

平成24年4月の児童福祉法の一部改正に伴い、以下の新たな機能を付加した支援充実に向けて福祉型児童発達支援センターの整備を進めます。（抜粋）

◀県地区社会福祉事業用地活用の方向性▶

住 所 下海老町平野、下海老町高松

敷地面積 約 19,600 m²



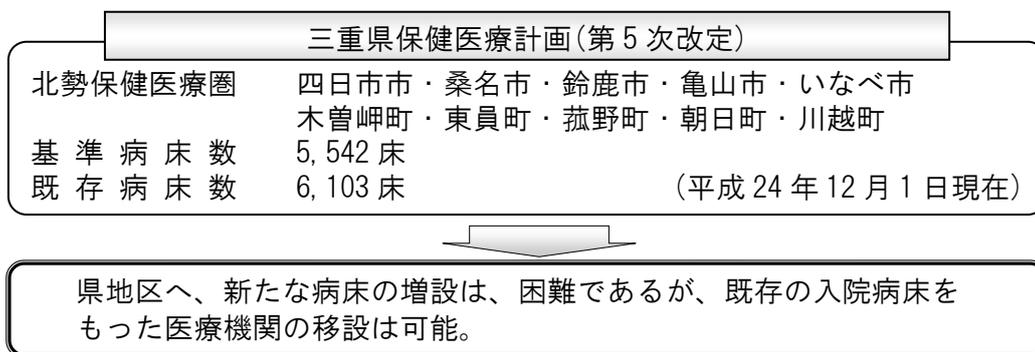
【総面積（点線囲み部分） 約 19,600 m²】

- ① 用地南側の遊歩道は、地元住民の東西の移動通路として存続。
- ② 用地内の緑地帯は、周辺の環境に配慮しながら施設整備を進める。
- ③ 利便性、安全性を考慮し、国道側へ民間医療機関、遊歩道側へあけぼの学園を配置。

6. 医療機関の選定

(1) 医療機関誘致にあたっての要件

三重県内は、4つの保健医療圏に分かれており、医療法に基づき、各圏域における病床数の目安である基準病床数が決められています(三重県保健医療計画第5次改定)。既存病床数が、基準病床数を超える病床過剰地域の場合には、原則として病床の新設または増加が抑制されるため、既存の入院病床をもった医療機関の誘致を進めます。



(2) 候補者の選定

民間医療機関の誘致にあたっては、発達に課題のある子どもや保護者の支援など、市施策に協力・サポートできる民間医療機関を公募し、提案者の中から、候補者を選定します。

(3) 選定の手順

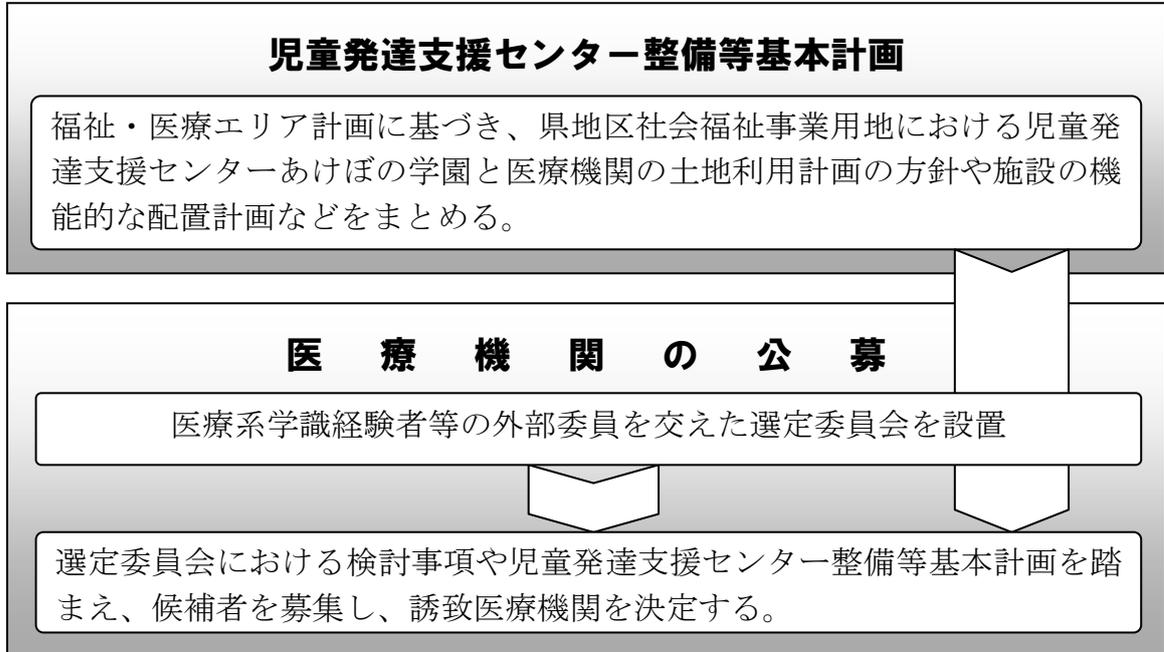
選定にあたっては、医療等の専門意見を求めるため、学識経験者等を交えた選定委員会を設置し、選定方式、募集要項、民間医療機関の用地等について検討を行います。

<募集内容の例>

- ① 発達に課題のある子どもの支援や地域住民に有効な診療科目を有している。
- ② 地域の医療機関、福祉・教育機関との連携。
- ③ 福祉施策をはじめ市の各種施策への協力。

7. 今後のスケジュール(案)

① 平成26年度



② 全体スケジュール概要

年度	H25	H26	H27	H28	H29
①福祉・医療エリア計画					
②児童発達支援センター整備等基本計画					
③医療機関の公募・決定		選定委員会	公募・決定		
④都市計画法上の手続き			都計審・開発に向けた協議・準備 (土地利用計画図等の申請書類の作成)	都計審	開発審査
児童発達支援センターあけぼの学園 整備関係					
⑤造成設計 (基本・実施)			(基本設計)	(実施設計)	
⑥造成工事					
⑦建築設計					
⑧建築工事					
【参考】誘致医療機関 整備関係					
⑨設計・工事				造成実施設計、建築設計	造成工事、建築工事

四日市市児童発達支援センターあけぼの学園移転整備事業
～福祉・医療エリア計画～

平成 26 年 4 月策定
四日市市 こども未来部
